

令和 7 年 4 月 11 日
(2025 年)

西宮市議会議長

八木 米太郎 様

オンライン委員会に関する検討会議

座長 山田 ますと

オンライン委員会に関する検討会議 会議結果報告

本検討会議における協議結果について、オンライン委員会に関する検討会議設置要綱第 2 条第 2 項の規定に基づき報告いたします。

主な協議事項

(1) 開催要件について（委員会条例改正案 第 13 条の 2）

全国市議会議長会から通知のあった「令和 5 年度標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例一部改正に関する報告書（以下「一部改正に関する報告書」という。）」において、各市議会で検討することとされているオンライン委員会開催の要件を、次頁に記載の「パターンⅠ」又は「パターンⅡ」のいずれにするべきかについて協議したところ、次頁以降に記載のような意見がありました。

各委員の意見が分かれていたため、正副座長から「介護、看護、育児」等は西宮市議会会議規則において、正当な欠席事由として認められているとともに、介護等が必要となる方の支援に専念することが前提であること、また、「やむを得ない事由」をオンライン委員会の開催要件とする場合に、委員長がオンライン委員会の開催を許可すべきかどうかの判断に苦慮することがないよう、オンライン委員会の開催を認める具体的な事由と基準が必要ではないかとの説明がありました。

このことを踏まえた協議が行われた結果、全ての委員の意見の一致をみたパターンⅠ「委員長が、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認める場合」をオンライン委員会の開催要件とすることとなりました。

なお、協議の過程で複数の委員から、育児や介護等の事由もオンライン委員会の開催要件として認めるべきとの意見があり、開催要件をパターンⅠと結論付けるにあたり、開催要件については今後も必要に応じて見直しを行うべきとの意見がありましたことを申し添えます。

※パターンⅠ：委員長が、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認める場合にオンライン委員会を開催できる。

※パターンⅡ：パターンⅠに加え、育児、介護その他やむを得ない事由の場合にもオンライン委員会を開催できる。

会派名等	意見（令和6年11月18日開催オンライン委員会に関する検討会議資料から抜粋）
日本維新の会 西宮市議団	【パターンⅡ】 オンラインでの参加については、世間でも広く活用されており、また、導入を推進すべきという立場から、育児や介護も含めるべきという意見を持っている。ただ、やむを得ない事由にはどのようなものが該当するのか、どのように定義づけしていくのか。また、育児、介護の場合の許可基準についても協議していきたい。やむを得ない事由には、病気や傷病についても含まれる。育児・介護の許可の基準については、会議に専念できるかどうかのポイントになると考える。
公明党議員団	【その他】 災害等に限らずという考え方である。必要条件として、緊急性が問われると考えている。 人の世話をすることについては、可能性が小さくても何かあったときには世話をしなければならないということが前提であり、そうすると委員会の出席がおろそかになるため、人の世話をするという部分については難しいと思っている。
会派・ぜんしん	【パターンⅠ】 Ⅰの災害等の場合のみに限るという考え方を主張する。現実的な問題として、議会棟に来られないほどの病気、介護、育児であれば、自宅にいてオンライン参加できるのか、非常に強い疑問を抱いている。災害や感染症の蔓延といった場合に限った特例的な措置であるべきという考えである。やむを得ない事由であることをどのように証明できるのか。許可制とするのであれば、その判断の根拠を示すことが非常に困難である。
市民クラブ	【パターンⅡ】 育児等の場合もオンライン委員会ができるほうがいいのではないかという意見である。ただ、育児中、介護中に、オンラインの制度があるから絶対にオンラインで参加するということを縛るのではなく、それぞれの議員の状況で判断し、意向に鑑みて許可するような仕組みであればと思う。
啓誠会	【パターンⅠ】 パターンⅠで考えている。理由は、会派・ぜんしん、無所属とほぼ同じである。また、その他やむを得ない事由の濫用や、長期欠席を免れるためにオンラインで参加するリスクの大きさの方があってはならないかと考える。参加の間口を広げることは大切だが、前提として議会の秩序維持がベースにある。

会派名等	意見（令和6年11月18日開催オンライン委員会に関する検討会議資料から抜粋）
日本共産党西宮市会議員団	【パターンⅡ】 パターンⅡで議論してもらいたいと思っている。ただし、その内容、特に範囲をどこまで広げるのかについては、時間をかけて議論する必要があると考えている。病気はおのずと欠席という考え方である。
あなたの声を市政に！ （令和7年3月5日付で解散）	【パターンⅡ】 パターンⅡで検討してもらいたいと考えている。育児、看護、介護のみならず、やむを得ない事由、例えば難病、人工呼吸器を着けた方も、自宅や病院から委員会に出席できる環境を整備することが議会の多様性にもつながると考えている。介護等にずっとかかりきりでなければオンラインで参加していいのではないかな。
無所属 （一色議員）	【その他】 介護、育児をしながらオンライン参加することは非常に難しいと思っている。パターンⅡの場合、必要性がどこにあるのかをよく見極めた上で進めるべきと思っている。

（２） 当局説明員のオンライン出席について（委員会条例改正案 第19条第2項）

一部改正に関する報告書において、各市議会で検討することとされている当局説明員がオンラインによる方法で委員会に出席することを可とするのかについて協議したところ、議員と同様、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、オンライン委員会が開催される場合に限り、当局説明員においてもオンラインによる方法で委員会に出席することを可とすることとなりました。

（３） オンライン委員会に係る西宮市議会会議規則及び西宮市議会委員会条例の改正案について

一部改正に関する報告書で示された改正事項の原案を反映させて作成した^{別紙1}（西宮市議会会議規則）及び^{別紙2}（西宮市議会委員会条例）を改正案とすることとなりました。

（４） オンライン委員会運営要綱案の作成について

オンライン委員会を実施する際の開会方法その他必要な事項を定める要綱に盛り込むべき事項について協議を行い、^{別紙3}のとおり「西宮市議会オンライン委員会運営要綱（案）」を作成しました。

なお、要綱の内容を検討する中で、オンライン委員会を開催する際、正副委員長がオンラインによる方法で出席し、委員長職務を執り行うことを可とするのかについて協議したところ、「不可とする」、「原則不可とする」、「可とする」の大きく3つの意見に分かれまし

た。

協議の結果、正副委員長については「オンライン委員会を開催する場合であっても、原則として委員会開催場所に参加するものとするが、やむを得ない理由がある場合はオンラインで参加することができる」旨を要綱に規定することとなりました。

なお、実際にオンライン委員会を実施する中で、変更すべき規定が出てきた場合には、柔軟に規定の見直しをすべきであるという意見を申し添えます。

以 上

西宮市議会会議規則の改正項目（オンライン委員会に関する事項）

改正案	現行
（出席委員に関する措置） 第90条の2 この章における出席委員には、西宮市議会委員会条例（平成6年西宮市条例第34号。以下「委員会条例」という。）の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。	（新設）
（委員外議員の発言） 第101条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員（以下この条において「委員外議員」という。）に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。	（委員外議員の発言） 第101条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。
2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。	2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。
3 前2項の場合において、委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。	（新設）
4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。	（新設）
（紹介議員の委員会出席） 第106条 （略）	（紹介議員の委員会出席） 第106条 （略）
2 （略）	2 （略）
3 前項の場合において、委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。	（新設）
4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。	（新設）
（協議等の場の開催方法の特例） 第127条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参加することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。	（新設）
2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。	（新設）

西宮市議会委員会条例の改正項目（オンライン委員会に関する事項）

改正案	現行
（委員会の開会方法の特例） 第13条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。 ただし、第18条（（秘密会））第1項の秘密会は、この限りでない。	（新設）
2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。	（新設）
3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。	（新設）
4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。	（新設）
（出席説明の要求） 第19条 （略）	（出席説明の要求） 第19条 （略）
2 第13条の2（（委員会の開会方法の特例））第1項の規定により委員会が開会される場合において、前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、委員会にその旨を申し出なければならない。	（新設）
（公述人の決定） 第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。	（公述人の決定） 第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定により、あらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。
2 あらかじめ申し出た者の中に、その事件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。	2 あらかじめ申し出た者の中に、その事件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。
3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。	（新設）
（参考人） 第28条 （略）	（参考人） 第28条 （略）
2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする事件その他必要な事項を通知しなければならない。	2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする事件その他必要な事項を通知しなければならない。
3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるができる。	（新設）
4 参考人については、第25条（（公述人の発言））、第26条（（委員と公述人の質疑））及び第27条（（代理人又は文書等による意見の陳述））の規定を準用する。	3 参考人については、第25条（公述人の発言）、第26条（委員と公述人の質疑）及び第27条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

西宮市議会オンライン委員会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、西宮市議会委員会条例（平成6年西宮市条例第34号。以下「条例」という。）第13条の2第1項の規定によるオンラインによる方法で開会する委員会（以下「オンライン委員会」という。）及び西宮市議会会議規則（平成7年西宮市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第127条の2第1項の規定によるオンラインによる方法で開会する協議等の場の運営に関し、条例第13条の2第4項及び会議規則第127条の2第2項に基づき、開会方法その他必要な事項を定めるものとする。

（オンライン委員会の開会）

第2条 委員長は、条例第13条の2第1項に規定するときに該当すると認めるときは、同項に規定するオンラインによる方法で委員会を開くことを決定する。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長の意見を聴くことができる。

2 委員長は、前項の決定をしたときは、当該委員会の委員に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

（オンラインによる出席の申請）

第3条 オンラインによる方法で出席を希望する委員は、原則として、当該委員会の開会日の前日（市の休日を除く。）の午後3時までに届出を行うものとする。

（委員長及び副委員長の参集）

第4条 オンライン委員会を開会するときであっても、委員長及び副委員長（委員長及び副委員長ともに事故があるときにあっては、条例第10条第2項の規定に基づき委員長の職務を行う委員）は、原則として、委員会室等に参集するものとする。ただし、これらの者にやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（オンライン出席委員の取扱い）

第5条 委員長は、オンラインによる方法で出席を希望する委員について、本人の映像及び音声を確認できる場合に限り、条例第13条の2第3項に規定する出席委員（以下「オンライン出席委員」という。）と認めるものとする。

2 委員長は、通信障害等によりオンライン出席委員の状態が映像及び音声により確認できない場合であって、通信の状況等を確認してもなお当該オンライン出席委員の状態が確認できないときは、当該オンライン出席委員を退席したものとみなすことができる。

3 委員長は、通信障害等によりオンライン出席委員の質疑ができない状態となったときは、次の委員に質疑させ、その後通信の状況等が改善されたときは、当該オンライン出

席委員に質疑させる等、適宜対処するものとする。

(オンライン出席委員の責務)

第6条 オンライン出席委員は、現に委員会室等にいる状態と同様の環境を確保するため、常に映像及び音声の送受信により委員会室等の状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。
 - (2) 録音、録画及び写真撮影を行わないこと。
 - (3) オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと。
 - (4) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。
- 2 オンライン出席委員は、会議に必要な通信環境等を自ら用意するものとする。
- 3 オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の15分前までに、通信環境が良好に保たれていることについて、議会事務局職員の確認を受けるものとする。

(表決の方法等)

第7条 オンライン委員会における表決は、オンライン出席委員及び委員会室等に出席している委員に同時に行うものとする。

- 2 委員長は、問題について異議の有無を諮るときは、オンライン出席委員及び委員会室等に出席している委員に同時に行うものとする。
- 3 表決を採ろうとする際、オンライン出席委員の状態が映像及び音声により確認できないとき、委員長は、通信の状況等を確認するため休憩をとるなど適宜対処するものとする。
- 4 前項の規定により対処したにもかかわらず、当該オンライン出席委員の状態が映像及び音声により確認できないときは、当該オンライン出席委員は、表決に加わることができない。
- 5 投票による表決は、オンライン委員会においては行うことができない。
- 6 オンライン委員会における委員長及び副委員長の互選は、指名推選の方法で行うときのみ行うことができる。

(秩序保持に関する措置)

第8条 委員長は、オンライン出席委員を条例第21条第2項の規定により退場させるときは、映像及び音声の送受信を停止するものとする。

- 2 委員長は、条例第24条第3項の規定によりオンラインによる方法で公聴会において意見を述べる公述人（以下「オンラインの方法による公述人」という。）を条例第25条第3項の規定により退席させるときは、映像及び音声の送受信を停止するものとする。
- 3 前項の規定は条例第28条第3項の規定によりオンラインによる方法で委員会において意見を述べる参考人（以下「オンラインの方法による参考人」という。）に準用する。

(除斥及び退席)

第9条 条例第16条の規定により除斥の対象となる者が、オンライン出席委員であるときは、委員長は、その議事の際、当該オンライン出席委員の映像及び音声の送受信を停止するものとする。ただし、オンライン出席委員が同条ただし書の規定による発言をするときは、この限りでない。

2 オンライン出席委員は、委員会を退席するときは、委員長に退席を申し出た上で、自ら映像及び音声の送受信を停止するものとする。

(委員会記録)

第10条 オンライン委員会について記録する委員会記録には、オンライン出席委員がオンラインによる方法で委員会に参加した旨を記載するものとする。

(準用)

第11条 第3条、第5条第2項、第6条、第9条第2項及び第10条の規定は、以下に掲げる者がオンラインによる方法で出席する委員会について準用する。この場合において、第5条第2項、第6条、第9条第2項及び第10条の規定中「オンライン出席委員」とあるのは「第11条各号に掲げる者」と読み替えるものとする。

- (1) 条例第19条第2項の規定によるオンラインによる方法で説明する説明員
- (2) オンラインの方法による公述人
- (3) オンラインの方法による参考人
- (4) 会議規則第101条第3項の規定によるオンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言する委員外議員
- (5) 会議規則第106条第3項の規定によるオンラインによる方法で説明する紹介議員

(協議等の場)

第12条 会議規則第127条の2第1項の規定によるオンラインによる方法で開会する協議等の場については、オンライン委員会の例による。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、オンライン委員会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

付 則

この要綱は、令和7年 月 日から実施する。

資 料

オンライン委員会に関する検討会議 委員名簿

区分	議員名（会派名等）	
座 長	山田 ますと	（公明党議員団）
副座長	松本 たかゆき	（啓誠会）
委 員	一色 風子	（無所属）
委 員	今泉 ゆうた	（日本維新の会 西宮市議団）
委 員	大川原 成彦	（公明党議員団）
委 員	おくの 尚美	（市民クラブ）
委 員	庄本 けんじ	（日本共産党西宮市会議員団）
委 員	たかの しん	（会派・ぜんしん）
委 員	村上 ひろし	（あなたの声を市政に！） ※会派解散により令和7年3月5日付で委員を辞任しました。

開催日及び協議事項

回	開催日	協議事項		会議 時間	開閉 時刻
1	令和6年7月12日	1 2 3	正副座長の互選 委員席について 本検討会議の運営について	0 : 40	13 : 28 14 : 08
2	令和6年8月6日	1	オンライン委員会に関する検討について	0 : 56	13 : 27 14 : 23
3	令和6年10月10日	1	オンライン委員会に関する検討について	0 : 49	9 : 59 10 : 42
4	令和6年11月18日	1	オンライン委員会に関する検討について	0 : 27	14 : 59 15 : 51
5	令和6年12月19日	1	オンライン委員会に関する検討について	0 : 43	9 : 59 10 : 48
6	令和7年1月15日 ※オンライン開催	1	オンライン委員会に関する検討について	0 : 58	13 : 30 14 : 28
7	令和7年2月5日	1	オンライン委員会に関する検討について	1 : 28	9 : 59 11 : 27
8	令和7年3月4日	1	オンライン委員会に関する検討について	1 : 15	13 : 49 15 : 04
9	令和7年3月25日	1	オンライン委員会に関する検討について	0 : 07	13 : 30 13 : 37
10	令和7年4月11日	1	議長への報告書記載内容の確認について	0 : 05	13 : 28 13 : 33